

重度心身障害者（児）医療給付改善事業の精神障害者への対象拡大について

平成31年3月12日

障害者福祉推進課

重度心身障害者（児）医療給付改善事業は、医療費の助成を通じて重度障害者の自立を支援する制度であり、千葉県における助成対象は、現在、身体と知的の障害者のみである。

三障害平等の観点から、助成対象を精神障害者へ拡大することについて、制度の実施主体である市町村の意向等を踏まえ検討をしてきたところであるが、市町村の賛成意見が大幅に増加し、協議の環境が整ったことなどから、千葉県においても、精神障害者への助成を実施する方針で、具体的な検討を進めていくこととした。

1 制度概要

医療保険自己負担分について市町村が助成し、県は市町村に対し補助する県単独制度。全都道府県で同様の制度を実施しているが、支給方法や助成基準は統一されていない。

- (1) 制度の実施主体 重度心身障害者（児）の居住する市町村
- (2) 負担割合 県1/2（千葉市のみ定額1億円）、市町村1/2
- (3) 助成対象 身体障害者手帳1級・2級、療育手帳④、A
※65歳以上で新規に助成対象に該当した者は対象外
- (4) 自己負担 通院1回、入院1日につき300円。調剤は負担なし。
※市町村民税所得割非課税世帯は自己負担なし。
- (5) 給付方法 現物給付方式
- (6) その他 助成対象や自己負担額は市町村によって異なる。

2 要望等の状況

平成18年に障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）が施行され、身体・知的・精神の三障害の支援制度が一元化されるなかで、関係団体等からの要望が高まっている。

- ・全国的に精神障害者への対象拡大が進んでおり、27都道府県で実施。
- ・団体等から要望があり、平成30年6月議会で請願が採択された。
- ・市町村意向調査の結果、反対意見が大幅に減少。29（平成29年1月）⇒6（平成30年8月）
- ・29市町村議会から意見書が提出されている。

3 制度設計等について

具体的な制度の内容や実施時期については、今後、市町村との協議や関係団体からの意見聴取等を経て決定。

【他県（27都道府県）の制度設計】

- (1) 対象等級（精神障害者保健福祉手帳の等級は1級から3級まで）
 - ①1級（22都道府県 東京、神奈川、埼玉、茨城、群馬など）
 - ②1級・2級（5県）
- (2) 医療の範囲
 - ①入院・通院を対象（13都県 東京、茨城、群馬など）
 - ②入院（精神病床への入院を除く）・通院を対象（5府県 埼玉など）
 - ③通院のみを対象（6道県 神奈川など）